資格確認書 交付申請書

令和 年 月 日(申請年月日)

日本レストランエンタプライズ健康保険組合 御中 下記の理由により「資格確認書」の交付を申請します。

1		7
Τ	被保険者名	7

記号	番号	勤務先事業所名	氏名

2. 交付対象者名

氏名	続柄	生年月日
		年 月 日

- 3. 資格確認書の交付申請理由等について ※該当するアルファベットに○をつけて下さい。
 - (1) マイナンバーカードについて
 - A. 対象者はマイナンバーカードを持っていない。※(2)へ
 - B. 対象者はマイナンバーカードを持っているが、マイナ保険証としての利用ができない。※(3)へ
 - (2) マイナンバーカードを保有していない理由について
 - A. 対象者は新生児のため、個人番号がなくマイナカードを作れない。
 - B. 対象者は高齢のため、マイナンバーカードでの受診が困難なため。
 - C. 対象者は障害等によりマイナンバーカードでの受診が困難なため。
 - D. 対象者はすでにマイナンバーカードを返納したため。
 - E. 対象者はマイナンバーカードを紛失したため。

マイナカード紛失日 → (年 月 日) マイナカード紛失届受理番号→ ()

※交番へ届け出た時にもらった受理番号を記入してください。

F. その他 ()

- (3) マイナンバーカードを持っているが保険証利用ができない理由
 - A. マイナカードを持っているが保険証利用登録をしていない。
 - B. マイナ保険証の利用登録を解除したため。
 - C. マイナカードの電子証明書有効期限が切れたため。
 - D. 個人番号が未登録のため
 - F. その他 ()

【裏面】

資格確認書の詳細 ※下記については国の指導等により規定しました。

- 1. 交付申請書について
 - ①交付申請書には必ず事実をお書きください。マイナンバーカードを保有しているのにもかかわらず「マイナカードを保有していないので資格確認書を申請する」など虚偽の申請をした場合には、確認書交付を見合わせる場合があります。
 - ②令和6年(2024年)12月1日以前に健康保険証の交付を受けた方については、令和7年(2025年)12月1日まで保険証による受診が可能です。 該当される方は、1年間は資格確認書の交付申請はご遠慮ください。
 - ③資格確認書を紛失した場合は、当該交付申請書ではなく「資格確認書滅失再交付申請書」を記入の上ご提出ください。
 - ④資格確認書の有効期限が到来した場合(または近いうちに有効期限が到来 する場合)には、交付申請書を再び提出してください。

2. 資格確認書の交付について

- ①資格確認書の発行にあたっては、健康保険組合で「マイナカード保有状況」 を確認したうえで発行の是非を決定します。したがって交付申請書提出か ら発行まで1週間から10日ほどお時間を頂く場合があります。
- ②資格確認書の有効期限については、以下の通りとします。
 - ・新生児については原則として<u>生年月日から3ヶ月を経過した日が属する</u> 月の月末日までを有効期限とする。
 - ・新生児以外の交付対象者(令和6年12月2日以降に加入した場合に限る)は、原則として取得日または被扶養者認定日から1年6ヶ月を経過した日が属する月末日までを有効期限とする。※但し75歳誕生日まで1年6ヶ月未満の該当者を除く。

3. その他

- ①資格確認書の有効期限内に資格喪失された場合は、必ず同確認書を会社 へ返却してください。また資格確認書を滅失した場合は「資格確認書滅失 再交付申請書」を「滅失届」として、旧確認書の代わりに提出してくださ い。
- ②有効期限が到来した(または到来間近の)資格確認書を更新したい時は、 再び交付申請書を提出していただきますが、その際には旧資格確認書を返 却する必要はありません。新しい資格確認書を受け取ったら、旧資格確認 書を廃棄してください。
- ③資格確認書の交付・郵送については従来通りとします。